

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の関係表

区分	種類		課税方式※1		税率※2		住民税（個人町・県民税）への影響		
			住民税 （個人町・県民税）	所得税	住民税 （個人町・県民税）	所得税	総所得金額 等への算入	配当・譲渡割 額控除の適用	配当控除の 適用
配当所得等	・ 上場株式等 （大口個人株主分以外）		申告不要	申告不要	5%	15.315%	なし	なし	なし
			申告分離課税	申告分離課税	5%	15.315%	あり	あり	なし
			総合課税	総合課税	10%	累進課税	あり	あり	あり
	・ 一般株式等 ・ 上場株式等 （大口個人株主分）	少額配当※3	総合課税	申告不要	10%	20.42%	あり	—	あり
				総合課税		累進課税			
		少額配当以外	総合課税	総合課税	10%	累進課税	あり	—	あり
譲渡所得等	特定口座 （源泉徴収あり）		申告不要	申告不要	5%	15.315%	なし	なし	—
			申告分離課税	申告分離課税	5%	15.315%	あり	あり	—
	上記以外		申告分離課税	申告分離課税	5%	15.315%	あり	—	—

※1 課税方式を選択される場合は、個人の町民税・県民税納税通知書が送達される前までに、課税方式を選択する申告書及び付表（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用）を町税務課まで提出する必要があります。提出がなかった場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の課税方式を適用します。

※2 税率 - 所得税（15.315%及び 20.42%）は、所得税率に復興特別所得税率を加算した数値で表示してあります。

※3 少額配当とは、【1 銘柄につき 1 回の支払を受ける金額】 ≤ 【10 万円×配当計算期間の月数÷12】で算定された配当のことです。